

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、設計・施工一括発注方式により郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事を契約するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 事業の目的

本工事は、郡山市西庁舎の空調設備等について、「郡山市気候変動対策総合戦略」を踏まえ、Net Zero Energy Building（以下「ZEB」という。）基準に適合した改修工事を実施することを目的とする。

(2) 工事名

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事

(3) 工事内容

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事仕様書のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 履行期間

郡山市議会の議決を得た日の翌日から令和 12 年 1 月 18 日まで

(5) 提案上限金額

¥2,547,492,200 円（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）

ただし、内訳は以下のとおり。

ア 設計業務は、¥80,440,800 円（税込）を上限とする。

イ 工事監理業務は、¥28,351,400 円（税込）を上限とする。

ウ 改修工事は、¥2,438,700,000 円（税込）を上限とする。

(6) 留意事項

ア 本工事は、脱炭素化推進事業債を財源として実施するものであり、「(5) 提案上限金額」の範囲内で脱炭素化推進事業者の同意等基準、運用要綱等に適合する提案とすること。

イ 企画提案にあたっては、郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事仕様書別紙 1 に示す要求水準書を満たす提案を行うこと。

ウ 受注者は、要求水準を満たさないことが明らかとなった場合には、受注者の責任において、要求水準を満たすよう追加措置を講じること。

エ 契約の締結について、議会の承認が得られない場合は、本工事は中止とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同

企業体のいずれかであって、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 共通する参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- オ 参加申込書提出期限時点で、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和 6 年 9 月 6 日制定。以下「要綱」という。）に基づき認定を受けた令和 7・8 年度競争入札参加有資格業者名簿において、「測量等」の「建築設計」及び「建設工事」の「管」の登録があること。また、共同企業体の場合は、設計・工事監理業務を担当する者は「測量等」の「建築設計」、改修工事を担当する者は「建設工事」の「管」の登録があること。
- カ 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する ZEB プランナーに登録されている者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員のうち 1 人以上が登録されていること。

(2) 業務別の参加資格要件

ア 設計業務及び工事監理業務

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (イ) 公告した日から過去 10 年間に、公共施設の省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業又は ZEB 化可能性調査業務（以下「省エネ改修事業等」という。）を履行した実績があること。また、共同企業体の場合は、構成員のいずれかが、公告した日から過去 10 年間に、公共施設の省エネ改修事業等を履行した実績があること（共同企業体での実績も含む）。

イ 改修工事

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受け、要綱別

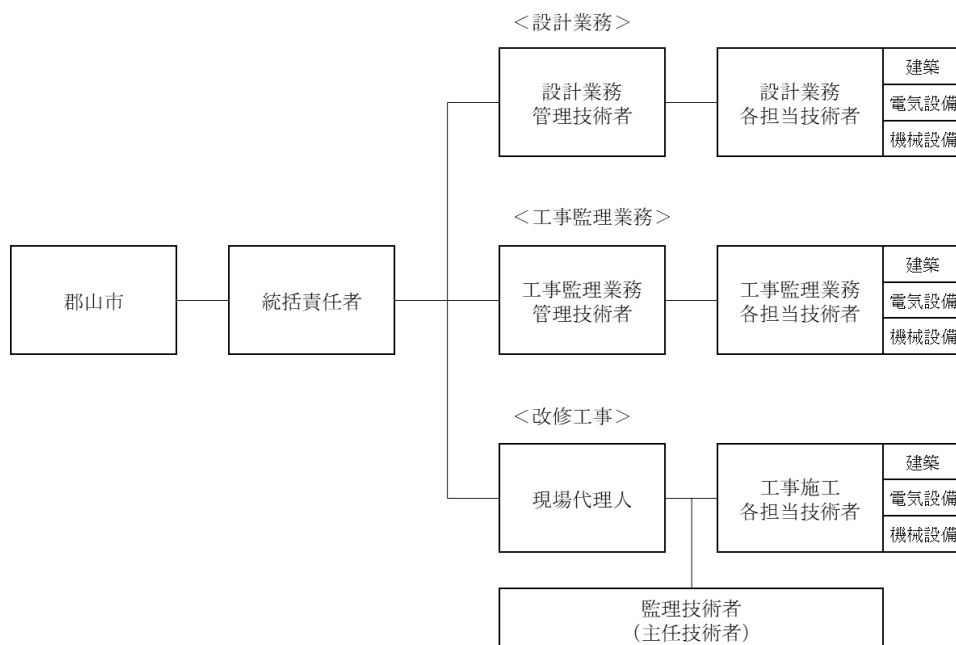
記第2の2に定める総合点又は総合評定値が(イ)の要件を満たすこと。また、共同企業体の場合は、工事を担う構成員が受け持つ工事区分に応じた建設業法に基づく特定建設業の許可を受け、各々総合点又は総合評定値が(イ)の要件を満たすこと。

(イ) 郡山市の令和7・8年度入札参加有資格業者のうち、郡山市内に本店を有する者については、管工事に係る総合点が740点以上、郡山市内に本店を有しない者については、令和7・8年度入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査の結果の管工事に係る総合評定値が740点以上であること。

(ウ) 公告した日から過去10年間に、延床面積2,000㎡以上の建築物における執務並行改修の施工実績があること。

(3) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下のとおりとする。



兼任を可とする組合せは、次のとおりとする。なお、複数の組合せを同時に兼任することも可とする。

- ア 設計業務管理技術者と設計業務各担当技術者の一人
- イ 工事監理業務管理技術者と工事監理業務各担当技術者の一人
- ウ 設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者
- エ 設計業務各担当技術者と工事監理業務各担当技術者
- オ 現場代理人と監理技術者（主任技術者）
- カ 現場代理人と工事施工各担当技術者の一人

(4) 業務別の配置技術者の資格要件

ア 設計業務

- (ア) 設計業務管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 設計業務管理技術者は、ZEB プランナーに登録されている事業者から配置すること。
- (ウ) 設計業務各担当技術者は、公共施設の省エネ改修事業等の実績を有すること。

イ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 工事監理業務管理技術者は、ZEB プランナーに登録されている事業者から配置すること。
- (ウ) 工事監理業務各担当技術者は、公共施設の省エネ改修事業等の実績を有すること。

ウ 改修工事

監理技術者（主任技術者）は、建設業法に規定される監理技術者資格者証（一級管工事施工管理技士）を有すること。

(5) 共同企業体で申込みする場合の留意点

- ア 構成員の数は2者又は3者とする。
- イ 共同企業体は、共同企業体協定書（様式14）を作成すること。
- ウ 共同企業体協定書は、企画提案書と一緒に提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し適正に履行すること。
- エ 1つの企業が同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
- オ 単独企業として申込みする企業が他の共同企業体の構成員になることはできない。
- カ 参加申込時点において、共同企業体の名称及び代表構成員は仮としての記載を可とするが、共同企業体を構成する事業者の変更は認めない。
- キ 契約候補者となった共同企業体は、当該請負契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、当該期間満了後、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。なお、本工事に係る契約候補者とならなかった共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

3 スケジュール

現場確認希望申込期限	令和8年5月1日 17時15分
現場確認日	令和8年5月11日、5月12日
質問受付期限	令和8年5月14日 17時15分
質問への回答	令和8年5月20日
参加申込書提出期限	令和8年5月29日 17時15分
参加資格確認結果通知	令和8年6月4日（予定）

企画提案書提出期限	令和8年6月22日 17時15分
プレゼンテーション実施	令和8年6月29日（予定）
審査結果通知	令和8年7月2日（予定）
仮契約締結	令和8年8月上旬
本契約締結	令和8年9月定例会議決後

4 現場確認

- (1) 開催予定日 令和8年5月11日（月）、5月12日（火）
- (2) 申込方法 希望者は、令和8年5月1日（金）17時15分までに、事務局宛てに電子メールにより申し込むこと。
- (3) 参加人数 1事業者ごとに3人まで
- (4) 留意事項 日時等については、事務局で調整後、希望者に連絡する。なお、現場確認での質問は、一切受け付けない。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年5月14日（木） 17時15分（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式1）を事務局宛てに電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告すること。
- (3) 回答日 令和8年5月20日（水）
- (4) 回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載（事業者名非公表）

6 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 事業者概要書（様式3）

※共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全て

ウ 主要業務実績書

（ア）公共施設の省エネ改修事業等の実績（様式4）

（イ）執務並行改修の施工実績（様式5）

（ウ）ZEB建築物の設計・施工実績（様式6）※実績がある場合のみ

エ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

※共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全て

オ 委任状（様式7）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ

- カ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- キ 経営事項審査による「総合評定値通知書」の写し
※共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全て
- ク 共同企業体構成申請書（様式 8）
※共同企業体のみ
- ケ ZEB プランナー登録証

- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 29 日（金） 17 時 15 分（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて事務局宛てに提出する。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（以下「開庁時間」という。）の受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データを保存した CD も併せて提出すること。
- (4) 提出部数 正本 1 部、副本 1 部（副本は複写可とする。）

7 企画提案書の作成及び提出

- (1) 技術提案内容
「別紙 技術提案課題」の内容を踏まえた提案とすること。
- (2) 参考資料の閲覧
 - ア 閲覧期限 令和 8 年 5 月 29 日（金） ※閲覧時間は、開庁時間に限る。
 - イ 閲覧場所 事務局
 - ウ 閲覧資料 既存各種図面（竣工図等）、郡山市西庁舎 ZEB 化可能性調査報告書
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書提出届（様式 9）
 - イ 実施体制図（様式 10）
 - ウ 資格、実績を証明する書類（様式 11）
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - オ エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）の算定結果
 - カ 経済性評価表（様式 12）
 - キ 提案価格見積書（様式 13）及び見積内訳書（任意様式）
 - ク 実施工程表（任意様式）
 - ケ 共同企業体協定書（様式 14）
※共同企業体のみ
- (4) 提出期限 令和 8 年 6 月 22 日（月） 17 時 15 分（必着）
- (5) 提出方法 持参又は郵送にて事務局宛てに提出する。持参の場合は、開庁時間の受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法

とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データを保存した CD も併せて提出すること。

(6) 提出部数 正本 1 部、副本 8 部（副本は複写可とする。）

(7) 留意事項

ア 企画提案書の提出は、1 者（単独企業又は共同企業体）につき 1 案とする。

イ 企画提案書は、日本産業規格 A 3 用紙又は A 4 用紙を用いること。

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは、11 ポイント以上（図中の説明は 8 ポイント以上）とすること。

エ 企画提案書は、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。

オ 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

カ 提出書類等は、原則として A 4 縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：9 ポイント以上）を用いること。なお、A 3 版の書類についてはいずれも Z 折りにすること。

8 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和 8 年 6 月 4 日までに参加資格確認結果通知書により通知する。

(2) プレゼンテーション、ヒアリング

実施日 令和 8 年 6 月 29 日（予定）

提出された企画提案書等について、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）により審査を行う。結果については、書面により通知する。また、プレゼンテーションにおいては、次の点に留意すること。

ア 1 提案者あたり、出席者は 6 名以内とする。

イ 1 提案者あたりの持ち時間は 50 分以内（説明 30 分、質疑応答 20 分）とする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ プレゼンテーションで使用するプロジェクター又はモニターは、事務局が準備するが、パソコンは提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションは非公開で行う。

9 選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、別紙「選定基準表」及び別紙「採点基準」に基づ

き委員会で審査を行う。

- (2) 各選定委員の評価点は次のとおり算出し、全ての選定委員の評価点を合計した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

ア 「業務実績」以外の評価点 = 配点×評価値÷5

イ 「業務実績」の評価点 = 実績件数

なお、小数点以下は切り捨てる。

- (3) 評価点の合計が満点の60%未満の場合は不採用とする。次順位者においても、同様の取扱いとする。
- (4) 評価点の合計が同点となる場合は、「3 施設特性を考慮した改修計画の提案」の得点が高い順で選定するものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案価格見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。ただし、契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者と協議を整え、令和8年8月上旬までに仮契約の締結を予定している。なお、本契約は仮契約締結後に開催される郡山市議会における契約の議決を経て成立する。
- (3) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）の定めるところにより、納付を証するものを契約書に付して提出すること。ただし、契約候補者が保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ契約候補者が当該保険証書を郡山市に提出した場合は、規則第8条第1項第2号により免除する。
- (5) 契約書の作成を要する。

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 設計業務及び工事監理業務

(ア) 前 金 払 有り

(イ) 中間前金払 無し

(ウ) 部 分 払 無し

イ 改修工事

(ア) 前 金 払 有り

(イ) 中間前金払 有り

(ウ) 部 分 払 有り

12 事務局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市総務部総務法務課庁舎車両係

電話番号：024-924-2055

F A X 番号：024-924-2057

E-mail：soumu-chousha@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 市から関連資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

別紙 技術提案課題

課題1 ライフサイクルコスト (LCC) に基づく目標 ZEB ランクの提案

1-1 趣旨

ZEB 化改修は、高い省エネルギー性能の追求と事業費のバランスが重要である。本課題では、ライフサイクルコスト (LCC) を算出したうえで、目標とする ZEB ランクの設定理由を経済合理性の観点から明確に示す提案を求めるものである。

1-2 提案にあたっての条件

- (1) LCC の算定期間は 30 年間とすること。
- (2) ランニングコストにはエネルギーコスト、保守点検費、設備更新費等を含めること。
- (3) CO₂ 削減量の総事業費に対する費用対効果 (CO₂ 削減コスト) を算定すること。

1-3 提案に含めるべき内容

項目	ポイント
目標 ZEB ランク	<ul style="list-style-type: none">・ 目標とする ZEB ランク (ZEB Ready/Nearly ZEB/ZEB)・ 当該ランクを目標とする技術的、経済的根拠・ BEI 値の目標設定と達成見通し
導入技術	<ul style="list-style-type: none">・ 建物特性に適した省エネ技術の選定・ 独自技術、新技術の活用・ 地元企業の技術や製品等の優先的活用
LCC	<ul style="list-style-type: none">・ 30 年間の累積費用の算出
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none">・ 30 年間のエネルギーコスト (改修前後の比較)・ 保守点検費の年間見込み・ 主要設備の更新サイクルと更新費用
費用対効果	<ul style="list-style-type: none">・ CO₂ 削減量の算定 (年間及び 30 年間累計)・ CO₂ 削減コスト (円/t-CO₂) の算定・ 空調、換気など省エネに大きく影響する設備の熱源等設備方式やグレード等の選定根拠及び経済性の比較・ 一次エネルギー削減量の算定・ 総合的な費用対効果の評価

課題2 施設特性を考慮した改修計画の提案

2-1 趣旨

本工事は庁舎を運営しながらの「執務並行改修」であり、市民サービスの継続が求められる。本課題では、庁舎の施設特性を考慮し、来庁者や職員の安全確保、業務への影響の最小化、騒音や振動対策等を踏まえた工法及び工程計画について、具体的な提案を求めるものである。

2-2 施設の稼働条件

対象エリア	稼働条件
一般事務室フロア	平日 8:30~17:15 (12月29日~1月3日を除く。) ※例外あり (休日夜間窓口開設など)
マイナンバーカードセンター (1階)	平日 8:30~18:00 (12月29日~1月3日を除く。) 第2日曜日 9:00~17:00
議会フロア、会議室、機械室、 倉庫	使用状況による ※使用状況に応じて発注者と協議の上施工

2-3 提案に含める内容

項目	ポイント
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・執務並行改修における施工ゾーニング計画 ・フロア別、エリア別の施工順序と仮設計画 ・仮設空調等による執務環境維持の方策 ・空調停止期間を最小化する施工計画 ・停電期間、停電回数を最小化する施工計画 ・庁舎運営への影響を最小化する移動計画
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員の安全確保 ・施工区域と執務区域の明確な区分方法 ・資材搬入動線の確保 (来庁者動線との分離)
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動を伴う工事の時間帯調整 ・粉塵、臭気対策 ・アスベスト含有調査への対応方針
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・停電作業時の重要設備への対策 ・天候リスク、不測事態への対応方針
全体工程	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化推進事業債の申請手続きを含めた全体工程の計画 ・設計、BELS 認証取得、施工、完了検査の一連のスケジュール

課題3 快適性の改善に関する提案

3-1 趣旨

ZEB 化改修は、省エネルギー性能の向上だけでなく、執務環境の快適性を改善し、職員の生産性向上や市民サービスの向上に寄与することが期待される。本課題では、ZEB 化改修と併せて実現する室内環境の快適性向上策について、温熱環境、空気質等の多角的な視点から具体的な提案を求めるものである。

3-2 提案にあたっての条件

- (1) ZEB Ready 以上の省エネ性能達成を前提とし、省エネと快適性の両立を図ること。
- (2) 提案上限金額の範囲内で実現可能な内容とすること。
- (3) 改修前後の室内環境の改善効果について、可能な限り定量的に示すこと。
- (4) 各エリアの用途、利用特性に応じた提案とすること。

3-3 提案に含めるべき内容

項目	ポイント
温熱環境	<ul style="list-style-type: none">・ 個別制御、ゾーニング制御による室温ムラの解消策・ 外皮性能向上に伴うペリメータゾーンの改善・ 中間期、夏期、冬期それぞれの快適性確保の考え方
空気質	<ul style="list-style-type: none">・ 換気設備更新に伴う CO₂ 濃度管理の改善・ 外気導入量の適正化（必要換気量の確保と省エネの両立）・ 全熱交換器採用時の給気質向上効果・ 高性能フィルターの採用等による室内空気質の改善
運用・維持管理	<ul style="list-style-type: none">・ 夜間休日窓口や職員の残業時における部分的な空間の空調対応・ 集中監視システムによる室内環境の見える化や最適運用・ 季節や利用状況に応じた運転スケジュールの自動制御・ 不具合の早期発見、予防保全に寄与するモニタリング機能
総合的快適性	<ul style="list-style-type: none">・ 改修前後の快適性改善効果・ 職員の執務効率、生産性向上への寄与・ 来庁者にとっての快適性の向上

別紙 選定基準表

評価項目	評価ポイント	配点
1 業務実績	(1) 公共施設の省エネ改修事業等の実績（最大5件）	5点
	(2) 延床面積 2,000 m ² 以上の建築物における執務並行改修の施工実績（最大5件）	5点
	(3) ZEB 建築物の設計・施工実績（最大5件）	5点
【技術提案課題1】 2 ライフサイクルコスト（LCC）に基づく目標 ZEB ランクの提案	(1) 目標 ZEB ランク	5点
	(2) 導入技術	10点
	(3) LCC、ランニングコスト	5点
	(4) 費用対効果	10点
【技術提案課題2】 3 施設特性を考慮した改修計画の提案	(1) 施工計画	15点
	(2) 安全対策、環境対策	10点
	(3) リスク管理、全体工程	10点
【技術提案課題3】 4 快適性に関する提案	(1) 温熱環境・空気質	10点
	(2) 運用・維持管理	5点
	(3) 総合的快適性	5点
合計		100点

別紙 採点基準

採点基準	評価値
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通（通常想定される程度）	3点
少し劣る	2点
劣る	1点

(様式1)

令和 年 月 日

質問書

郡山市長

所在地
名称
代表者職氏名

業務名	郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事	
質問内容		回答内容

※押印は不要

(様式2)

令和 年 月 日

参加申込書

郡山市長

所在地
名称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日に公告があった下記の工事に係る公募型プロポーザルに参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 工事名
郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事

2 添付書類

添付書類名	添付の有無
事業者概要書 (様式3)	有 ・ 無
主要業務実績書 公共施設の省エネ改修事業等の実績 (様式4)	有 ・ 無
主要業務実績書 執務並行改修の施工実績 (様式5)	有 ・ 無
主要業務実績書 ZEB 建築物の設計・施工実績 (様式6) ※実績がある場合のみ	有 ・ 無
納税証明書	有 ・ 無
委任状 (様式7) ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ	有 ・ 無
一級建築士事務所登録通知書の写し	有 ・ 無
経営事項審査による「総合評定値通知書」の写し	有 ・ 無
共同企業体構成申請書 (様式8) ※共同企業体のみ	有 ・ 無
ZEB プランナー登録証	有 ・ 無

3 事務担当連絡先

部署名及び所在地	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

(様式3)

事業者概要書

(令和 年 月 日現在)

会社名	
代表者名	
本社所在地	〒
電話番号	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
事業概要 (沿革・主要実績 ・受賞歴等)	
事業者としての 資格・免許等	
(共同企業体の場合) 担当業務	

注意事項

- 1 日本産業規格A4版縦1枚以内で記載する。
- 2 事業者の概要に関する既存パンフレット等があれば添付すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全てを提出すること。

(様式4)

主要業務実績書
(公共施設の省エネ改修事業等の実績)

No.	施設名	施設の概要		業務の概要			
		構造・規模 延床面積	竣工年月	発注者	業務名 (受注形態)	契約金額 (単位：百 万円)	完了年月
1							
2							
3							
4							
5							

備考

- 1 過去10年間の公共施設の省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業又はZEB化可能性調査業務の履行実績（最大5件）について記載すること。
- 2 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記入する（例：RC造－4／1）。
- 3 受注形態は、業務名の後に括弧書きで、単独、共同体の別を記入する。
- 4 実績が確認できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

(様式5)

主要業務実績書
(執務並行改修の施工実績 (延床面積 2,000 m²以上))

No.	施設名	施設の概要		業務の概要			
		構造・規模 延床面積	竣工年月	発注者	業務名 (受注形態)	契約金額 (単位：百 万円)	完了年月
1							
2							
3							
4							
5							

備考

- 1 過去10年間の業務実績(最大5件)について記載すること。
- 2 構造・規模は、構造種別ー地上階数/地下階数を記入する(例：RC造ー4/1)。
- 3 受注形態は、業務名の後に括弧書きで、単独、共同体の別を記入する。
- 4 実績が確認できる書類(契約書等)の写しを添付すること。

(様式6)

主要業務実績書
(ZEB 建築物の設計・施工実績)

No.	施設名	施設の概要		業務の概要			
		構造・規模 延床面積	竣工年月	発注者	業務名 (受注形態) (ZEB ランク) (新築/既存建 築物/増改築)	契約金額 (単位:百 万円)	完了年月
1							
2							
3							
4							
5							

備考

- 1 実績がある場合は、過去10年間の業務実績(最大5件)について記載すること。
- 2 構造・規模は、構造種別ー地上階数/地下階数を記入する(例:RC造ー4/1)。
- 3 受注形態は、業務名の後に括弧書きで、単独、共同体の別を記入する。
- 4 実績が確認できる書類(契約書等)の写しを添付すること。

(様式7)

令和 年 月 日

委任状

郡山市長

所在地
名称
代表者職氏名

印 (実印)

私は、下記のとおり代理人を定め、下記事項等を委任します。

記

1 代理人の役職名等

営業所等名称	
所在地	
代理人職氏名	

2 対象業務

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事

3 委任事項

- (1) 公募型プロポーザルの手続き及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人選任に関すること。
- (6) その他 (1) ~ (5) に付随する一切のこと。

4 委任期間

年 月 日から本業務の履行完了後、代金の受領日まで

5 代理人の使用印鑑

※代理人の使用印鑑は、会社名、
委任先名及び代理人職名が確
認できる印鑑

※上記がない場合は、会社名と
委任先が確認できる角印（社
判）と代理人の認印をそれぞ
れ押印しても可

(様式8)

令和 年 月 日

共同企業体構成申請書

郡山市長

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事について、下記のとおり共同企業体で参加したく申請いたします。なお、企画提案書提出時に共同企業体の協定書を提出いたします。

記

<共同企業体の名称>

<構 成 員>

(代表構成員) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(構 成 員) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(構 成 員) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式9)

令和 年 月 日

企画提案書提出届

郡山市長

所在地
名称
代表者職氏名

印

令和 年 月 日に公告があった下記の工事に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり企画提案書等を提出します。

なお、この企画提案書等に係る記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 工事名
郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事

2 添付書類

添付書類名	添付の有無
実施体制図 (様式 10)	有 ・ 無
資格、実績を証明する書類 (様式 11)	有 ・ 無
企画提案書 (任意様式)	有 ・ 無
エネルギー消費性能計算プログラム (非住宅版) の算定結果	有 ・ 無
経済性評価表 (様式 12)	有 ・ 無
提案価格見積書 (様式 13) 及び見積内訳書 (任意様式)	有 ・ 無
実施工程表 (任意様式)	有 ・ 無
共同企業体協定書 (様式 14) ※共同企業体のみ	有 ・ 無

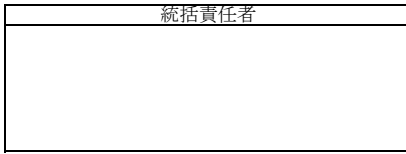
3 事務担当連絡先

部署名及び所在地	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

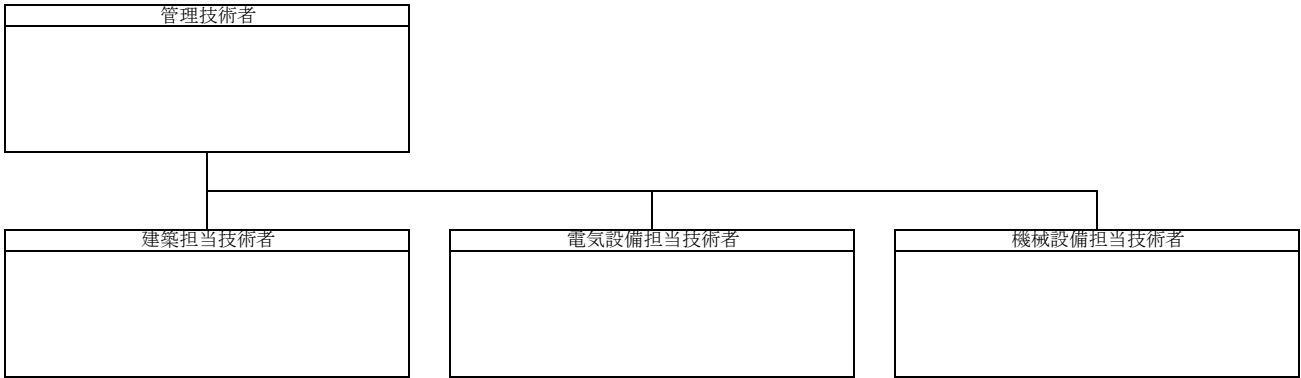
(様式10)

実施体制図

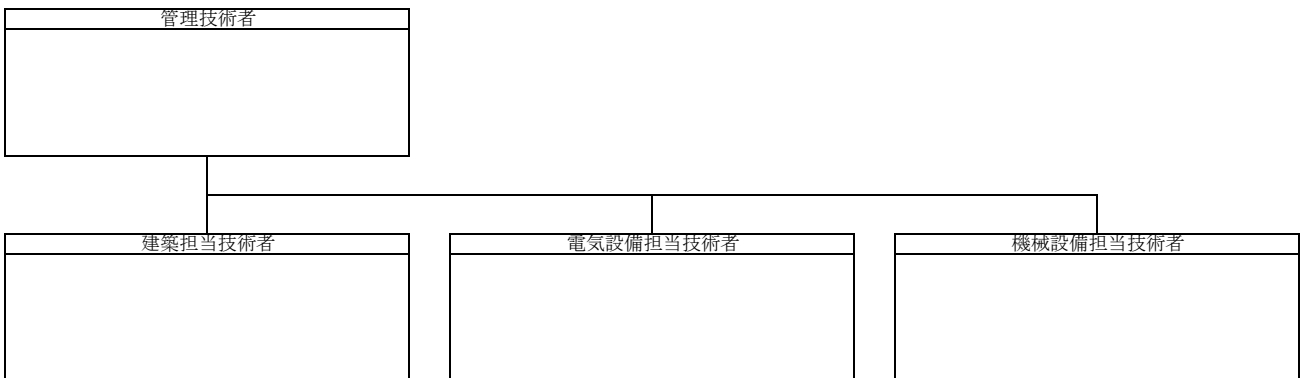
(1) 統括



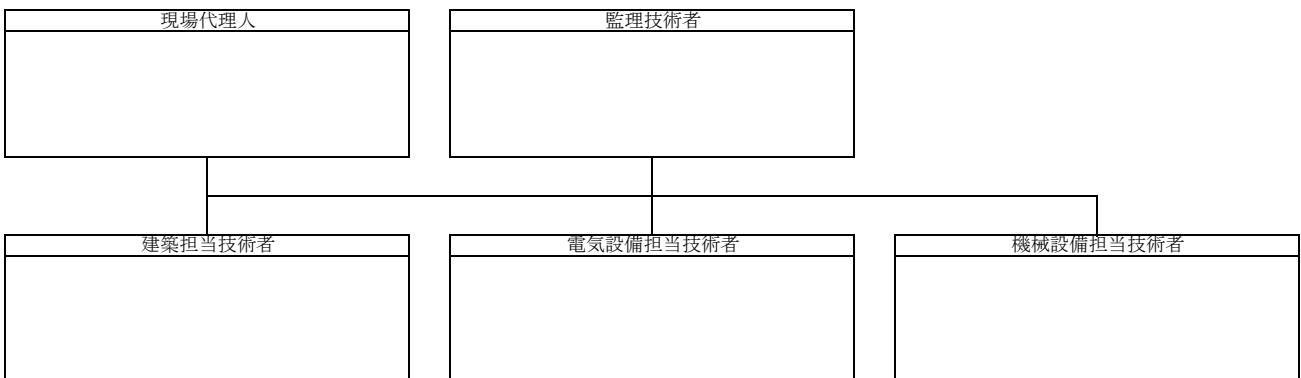
(2) 設計業務



(3) 工事監理業務



(4) 改修工事



資格、実績を証明する書類

分担業務分野・氏名・資格等										業務実績							
										区分	施設名・所在地	発注者又は事業者	施設の用途	契約金額 (単位：百万円)	業務完了年月	責任区分	
設計業務	管理技術者	氏名	実務経験年数		生年 月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年 月	
		保有資格	第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
	建築担当技術者	氏名	実務経験年数		生年 月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年 月	
		保有資格	第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
	第		号	昭和 平成	年	月	取得				年 月						
	電気設備担当技術者	氏名	実務経験年数		生年 月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年 月	
		保有資格	第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
			第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
	機械設備担当技術者	氏名	実務経験年数		生年 月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年 月	
		保有資格	第	号	昭和 平成	年	月	取得					年 月				
第			号	昭和 平成	年	月	取得					年 月					
第			号	昭和 平成	年	月	取得					年 月					
第			号	昭和 平成	年	月	取得					年 月					
第			号	昭和 平成	年	月	取得					年 月					

備考

- 1 業務実績は、過去10年間の公共施設の省エネ改修事業等の実績について記載すること。
- 2 責任区分は、管理技術者、主任技術者、担当技術者、工事監理者、監理技術者のいずれかを記入すること。
- 3 記入に際し、欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。複数枚になっても構わない。
- 4 保有資格を確認できる免許証等の写しを添付すること。

資格、実績を証明する書類

分担業務分野・氏名・資格等										業務実績									
										区分	施設名・所在地	発注者又は事業者	施設の用途	契約金額 (単位：百万円)	業務完了年月	責任区分			
管理技術者	氏名				実務経験年数		生年月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年月	
	保有資格	第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
建築担当技術者	氏名				実務経験年数		生年月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年月	
	保有資格	第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
電気設備担当技術者	氏名				実務経験年数		生年月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年月	
	保有資格	第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
機械設備担当技術者	氏名				実務経験年数		生年月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年月	
	保有資格	第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
改修工事	氏名				実務経験年数		生年月日	昭和 平成	年	月	日生	歳	業務実績					年月	
	保有資格	第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					
		第 号			昭和 平成			年	月	取得				年月					

備考

- 1 業務実績は、過去10年間の公共施設の省エネ改修事業等の実績について記載すること。
- 2 責任区分は、管理技術者、主任技術者、担当技術者、工事監理者、監理技術者のいずれかを記入すること。
- 3 記入に際し、欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。複数枚になっても構わない。
- 4 保有資格を確認できる免許証等の写しを添付すること。

(様式 12)

経済性評価表

総事業費「a」		円
BEI		
CO ₂ 削減コスト		円/t-CO ₂
CO ₂ 削減量		t-CO ₂ /年
ランニングコスト「b」 (エネルギーコスト)		円/年
ランニングコスト「c」 (保守点検費)	空調設備	円/年
	太陽光発電設備	円/年
	その他	円/年
ランニングコスト「d」 (設備更新費)		円
ライフサイクルコスト (30年間) $a + (b + c) \times 30 + d$		円
太陽光発電容量		kW

注意事項

- 1 CO₂削減量、ランニングコストは算出根拠資料を添付すること。
- 2 欄が不足する場合は、追加すること。
- 3 消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(様式 13)

年 月 日

提案価格見積書

郡山市長

所在地
名称
代表者職氏名

印

郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、下記のとおり参考見積を提出します。

記

件名 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事

設計業務	円 (税込)
工事監理業務	円 (税込)
改修工事	円 (税込)
合計	円 (税込)

備考 金額は、算用数字で記入し、頭書に「¥」を記入すること。

(様式 14)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、郡山市発注に係る郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、本事業の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 本事業を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担額)

第8条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部について発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(様式 14)

【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社

【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社

【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きをするものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 本事業の履行中発生した共通の経費等については、分担額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任分担）

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（本事業途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当企業体が本事業を履行する日までは脱退することができない。

（本事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(様式 14)

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、本事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印

(様式 14)

共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

郡山市発注に係る下記事業については、〇〇〇〇〇共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の分担額を次のとおり定める。

記

分担額（消費税及び地方消費税分を含む。）

【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社 〇〇円
【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社 〇〇円
【〇〇〇〇】 〇〇〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
共同企業体構成員 商号又は名称
代表者職氏名 印